

許可番号 第00110038172号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北七条西十五丁目28番地11
氏名 株式会社丸升増田本店 代表取締役 内山 恭子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 平成28年(2016年) 3月31日
許可の有効年月日 令和5年(2023年) 3月18日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
第2面記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成10年(1998年) 3月6日 変更許可(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの追加。)
 - 平成13年(2001年) 3月19日 更新時変更許可(繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さいの追加。)
 - (平成15年(2003年) 3月28日 新規許可【小樽市】)
 - 平成18年(2006年) 3月19日 許可の更新
 - 平成18年(2006年) 4月1日 小樽市より移管
 - 平成19年(2007年) 4月19日 変更許可(積替保管の追加。)
 - 平成23年(2011年) 4月8日 許可の更新
 - 平成28年(2016年) 3月31日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・**無**
※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**



産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110038172号
許可業者の名称 株式会社丸升増田本店

施設の種類 保管場所1
設置場所 北広島市北の里70番5
面積 5.4㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃OA機器、廃家電）。
保管上限 6.912m³

施設の種類 保管場所2
設置場所 北広島市北の里70番5
面積 3.80㎡
種類
・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物））。
保管上限 4.00m³

施設の種類 保管場所3
設置場所 北広島市北の里70番5
面積 1.12㎡
種類
・汚泥、金属くず（廃乾電池）。
保管上限 0.20m³

施設の種類 保管場所4
設置場所 北広島市北の里70番5
面積 2.20㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（商品陳列ケース）。
保管上限 4.40m³

施設の種類 保管場所5
設置場所 北広島市北の里70番5
面積 7.7㎡
種類
・廃プラスチック類（発泡スチロール）。
保管上限 16.94m³

施設の種類 保管場所6
設置場所 北広島市北の里70番5
面積 0.67㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類（廃化粧品）。
保管上限 0.08m³

施設の種類 保管場所7
設置場所 北広島市北の里70番5
面積 2.31㎡
種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 1.02m³

以下余白。

